

令和 6 年度 共同生活援助事業計画

共同生活援助事業所 ホームにじ

1 基本方針

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、障がいを持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で自立した日常生活を営むための支援を行うことを目的とする。

また、業務マニュアルを見直し、効率的な職員勤務体制のもとで業務の遂行を行う。

2 経営の方針

- (1) 利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護や、相談その他の日常生活上の援助を適切に行う。
- (2) 利用者の日中活動担当との連絡調整や、余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
- (3) 関係市及び地域の福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 各利用者の障害特性や生活に合わせ利用者個々のニーズと目標に沿った援助を行う。
- (5) 地域で生活を送るため自治会活動等への参加、地域貢献を積極的に行う。

3 事業実施の内容

- (1) 利用者支援
 - ① サービス管理責任者を中心に個別支援計画の作成、及び個別支援計画に基づく支援を行う。
 - ② 虐待防止、権利擁護に努め、利用者寄り添った意思決定支援を行う。
 - ③ コロナ渦の中で今まで体験してきた感染対策や感染対応の経験を生かし、利用者の安全確保や健康管理を行いながら利用者の日常生活の充実を目指す。
 - ④ 利用者の外出支援や余暇支援・他の充実を目指す。特にコロナ渦で縮小していた外出支援をコロナウイルスの感染状況や感染リスクを考えながら利用者のニーズに合わせた支援を調整していく。
 - ⑤ 各関係機関との連携を通し、ネットワークの構築及び維持に努め支援体制の確立を行う。
 - ⑥ 個人情報の保護を徹底する。
- (2) 地域社会との共生
 - ① 相談支援事業所や地域の社会資源との連携を図る。
 - ② 地域の自治会活動に積極的に参加する。
- (3) 施設管理、効率的な施設運営
 - ① 居住空間の環境整備に努める。
 - ② 効率的な職員勤務体制のもとでの業務遂行を行う。

(4) 職員研修

- ①関係機関の主催する研修等への参加や虐待防止や障害特性に関する事業所内の内部研修の充実を図り、利用者に対する支援技術の向上を目指す。
- ②柏原市の自立支援協議会や府内の福祉部会に参加し、他事業所の情報収集や情報共有を行う。
- ③安定した事業運営を目指し、職員の積極的な研修参加を促し資格取得を推進する。

(5) 人権尊重と虐待防止

- ①虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会、危機管理委員会を効果的に運営する。
- ②虐待や人権擁護に関する研修を職員全体に行う。
- ③職員資質の向上を図り、法人理念の浸透及び支援の質の担保に努める。

(6) 災害防止、危機管理

- ①消防設備の整備と定期点検、職員・利用者・地域住民とともに防火に努める他、災害・緊急時の対応を確立し、リスク管理の徹底を図る。
- ②消防計画を基に、様々な状況を想定した消火訓練・避難訓練・通報訓練を実施する。
- ③安全運転管理を通して、車両事故防止に励む。

(7) ひなたの機能や設備の活用

- ①法人内で連携を図り短期入所エリアの活用を充実させる。
- ②相談支援事業所等と連携を図りながら地域のニーズを把握し短期入所事業の充実を目指す。